

平成20年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成20年3月3日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第3号 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第22号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第23号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第24号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第25号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第28 議案第26号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第27号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第28号 平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第29号 平成20年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第36 議案第34号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第35号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第36号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第39 議案第37号 平成20年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第40 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
20番	広瀬捨男		

本日の会議に欠席した議員（1名）

19番 西岡一成

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長 職 務 代 理 者	林 鉄 雄	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	青 木 輝 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	後 藤 仲 夫
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
福 祉 部 長 心 得	石 川 秀 夫		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより平成20年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号 6 番 小川勝範君と 8 番 熊谷祐子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月21日までの19日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月21日までの19日間と決定をしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

6 件報告をします。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成19年12月分と平成20年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。

関連いたしまして 2 件目ですが、地方自治法第199条第 7 項の規定による財政的援助の監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は 1 月24日に社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会及び市民部福祉生活課を対象に実施されました。同協議会に対する監査の結果は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会活動促進事業補助金に係る出納その他の事務は適正に処理されているとの報告でございました。また、市民部福祉生活課に対する監

査の結果は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会活動促進事業補助金に係る事務は適正に執行されているとの報告でございました。

また、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、2月25日に市障害者生活訓練場新築工事を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でございました。

3件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

2月13日に同組合の平成20年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、監査委員の選任同意議案、平成19年度補正予算、平成20年度分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成20年度当初予算の4件でございました。

監査委員の選任については、監査委員1名が瑞穂市長の交代により空席となっていたため、また、さきに同組合規約が監査委員の選任に識見を有する者を追加して改正されたことにより、大野町の川本卓男氏を識見を有する者とし、選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

平成20年度分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成17年度ベースから平成18年度ベースに改める内容でございました。

平成20年度予算については、総額17億7,450万4,000円となりました。歳入の主なものでは、使用料及び手数料で1,445万円の増額、これは安八郡3町が西南濃粗大廃棄物処理組合に出しておりました粗大ごみのうち、破碎して焼却できることになった部分を、平成20年度より西濃環境整備組合に送られて処理されることになったことによりましてのことでございます。また、繰越金で1,000万円の減額がありました。

歳出の主なものでは、最終処分場基本構想策定のため委託料が新規で1,260万円の増額となっています。平成19年度当初予算と比較すると470万1,000円、率にいたしまして0.3%増となります。一方、当市の平成20年度の負担金は3億2,275万2,000円で、平成19年度に比べて205万4,000円で0.6%ほど減っており、全体の約22%を占めています。これら4議案は、いずれも原案のとおり可決または同意されました。

4件目は、本巢消防事務組合議会の結果報告でございます。

2月27日に同組合平成20年第1回定例会が開催されました。管理者により提出された議案は8件で、条例を改正するもの5件、平成19年度補正予算1件、平成20年度分賦金額を定めるものの1件、平成20年度当初予算1件です。

条例の改正については、平成20年3月31日をもって当市が本巢消防事務組合から脱退することに伴うものでございます。公告式条例の規定にされていた「瑞穂市役所前掲示板」を削除するもの、職員定数を96人から80人に改正するもの、新たに設置される分署に関するものと、このほか地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うものなどでございます。

平成20年度予算については、総額 6 億9,095万4,000円となりました。主なものは、職員16名が当市に移籍することなどにより給与費等の人件費で 1 億750万4,000円の減額、新分署の建設が完了したことによりまして分署建設費 1 億4,815万4,000円の減額、また歳入では、この建設に要し当市が負担していた負担金が減額などになり、負担金で 1 億4,909万2,000円の減額、当市が今年度をもって脱退することなどにより、分担金が 1 億1,811万8,000円の減額などの内容でございます。平成19年度当初予算と比較すると 2 億5,875万1,000円の減額、率でいいまして 27.2%の減となります。これら 8 議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

5 件目ですが、市議会議長会関係の報告です。

2 月 1 日に第259回岐阜県市議会議長会議が恵那市で開催され、私と副議長、議会事務局長の 3 人が出席をしました。会議では、平成19年 7 月 4 日から平成20年 1 月31日までの会務報告の後、平成20年度予算を定める議案など 7 議案が審議されまして、いずれも可決されました。

また、2 月 8 日は全国市議会議長会の第95回市議会議員共済会代議員会が、東京の都市センターホテルで開催され出席をしました。会議では平成19年 6 月20日から平成20年 2 月 7 日までの事務報告と、平成19年度上半期の経理状況及び監査結果の報告を受けた後、平成20年度事業計画及び予算について審議しました。審議の結果はいずれも事務局原案のとおり決定しました。

最後に 6 件目は、平成20年第 1 回もとす広域連合議会定例会について、安藤由庸君から報告願います。

1 番 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 議席番号 1 番 安藤由庸です。

議長より指名をいただきましたので、平成20年第 1 回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

第 1 回定例会は、2 月19日から22日まで、4 日間の会期で開催されました。

広域連合長から提出された議案は14件で、条例の一部改正を行う議案 4 件、平成19年度の補正予算 5 件、平成20年度の当初予算 5 件でした。

条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児短時間勤務制度が新たに制度化されたのに伴い所要の改正を行うもの。平成19年度の人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告により、給料表の改正を行うもの。税制改革に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長するため所要の改正を行うものです。

次に予算関係の議案のうち、平成20年度の一般会計予算並びに各特別会計予算についてのみ報告をいたします。

平成20年度当初予算の総額は、五つの会計の合計で59億8,755万3,000円です。これは平成19年度当初予算に比べ、金額で 5 億2,754万3,000円の増額、率として9.7%の増加であります。当初予算の概要をかいつまんで申し上げますと、一般会計では総額7,191万4,000円となりまし

た。主なものは、県派遣職員 1 名減による人件費989万9,000円の減額と、市町派遣職員 1 名増による負担金506万9,000円の増額などがあり、平成19年度当初予算と比較すると525万7,000円、6.8%の減となります。

介護保険特別会計では、総額が46億8,060万6,000円となりました。主なものは、保険給付費 5 億1,811万8,000円の増で、これは今年度、給付費の伸びが大きかったことを見込んだものや、2011年度までで介護保険の療養病床が撤廃されるため、自宅や他の施設で介護を受ける方が増加することなどを見込んだものです。また、新規に第 4 期介護保険事業計画策定業務委託料として322万3,000円の増などがあります。平成19年度当初予算と比較すると 5 億302万 2,000円、12.0%の増となります。

老人福祉施設特別会計では、大和園の身障者用トイレ改修工事で675万円の増や、大和園に整備された和ホームの償還金の元金支払いが始まるため487万5,000円の増などがあり、予算は 1,230万円、1.4%の増で 8 億7,230万円となりました。

療育医療施設特別会計では、幼児療育センターで、育児休業職員 1 名の復帰と指導員 1 名の増により人件費1,018万6,000円の増、幼児療育センターの建設設計委託料870万円の増、また休日急患診療所で職員 1 名の減と事務嘱託員 1 名増により人件費で338万1,000円の減、また屋上防水修繕工事で130万円増などがあり、予算は1,676万7,000円、19.3%の増額で 1 億350万 2,000円となりました。

衛生施設特別会計では、し尿処理燃料費652万8,000円の増や、空調設備改修工事で258万 1,000円の増などがあり、予算は71万1,000円、0.3%の増額で 2 億5,923万1,000円となりました。

五つの会計を合計した当瑞穂市の負担金は 4 億5,802万2,000円となり、平成19年度に比べ 3,017万8,000円、7.1%の増額となります。なお、提出されたこれら14議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

また、議会の最終日、すべての議案の採決が終わった後、広域連合の後藤壽太郎議長から議長の辞職願が提出されました。議会で議長の辞職を許可した後、議長選挙が行われました。選挙の結果は、北方町の立川良一議員が議長に当選されました。この後、広瀬捨男副議長から副議長の辞職願が提出されました。議会で副議長の辞職を許可した後、副議長選挙が行われました。選挙の結果は、本巢市の大西徳三郎議員が副議長に当選されました。

次に、2月22日に現在の委員の任期が満了することに伴い、議会運営委員会委員と常任委員会委員の後任者の選任が行われました。選任の結果は、お手元に配付の資料のとおり決定されました。なお、各委員会で行われる委員長と副委員長の互選は、現委員の任期が満了した後で行えないので、任期満了後、最初に開催される委員会において互選されます。

以上、平成20年第 1 回もとす広域連合議会定例会の報告とさせていただきますが、これら定

例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、ごらんください。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

以上、報告をいたしました6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 行政報告をさせていただきます。

平成20年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。

平成20年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、平成20年2月20日午後1時30分より岐阜市柳津公民館大会議室において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

議案といたしまして、次の7件であり、すべて可決・承認されました。

議案第1号でございます。平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,975万4,000円と決めました。この会計は後期高齢者医療広域連合の事務所運営費でございます。

議案第2号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,675億5,496万3,000円と決めました。歳入につきましては、特定財源として国・県・市町村等から療養給付費等及び健康診査費に係る負担金があります。また、歳出につきましては人件費、事務費、保険料等があります。人件費、事務費につきましては、臨時職員の採用や外部委託、いわゆるアウトソーシングを積極的に行い、節減を図るとのことでございます。また、保険料については、後期高齢者医療に要する費用に充てることから、被保険者の過大な負担とならないよう配慮したものでございます。

議案第3号でございます。平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,195万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,388万8,000円と決めました。これは、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積み立てる補正内容でございます。

議案第4号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例につきましては、被用者保険の被扶養者の保険料の激減緩和措置に伴う費用について、国の平成19年度補正予算において財源措置されました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付を受け、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るために、この交付金を積み立てるための条例制定でございます。

議案第5号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、広域連合長の事務部局の職員定数を現行の25名から28名に改めるものでございます。

議案第6号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、常勤の職員のまま育児のための短時間勤務を認める育児短時間勤務制度を実施するに当たりまして、職員の勤務時間や休暇の取り扱いについての規定について所要の改正を行うためのものでございます。

以上の議案のほか、一般質問では滞納者の被保険者証の取り扱いについての質問がありました。この件につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第54条により、納付期限から1年を経過した滞納保険料がある被保険者に対して、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き被保険者資格証明書を交付することとなっておりますが、広域連合では被保険者の状況を加味いたしまして、納税相談等を実施しながら、いきなり被保険者資格証明書を交付するのではなく、短期被保険者証を活用するなど、県内統一した対応を基本に、各市町村における国民健康保険の状況を調査し、協議を図っていくとの答弁でありました。

また、定例議会後、全員協議会が開催されました。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の運営において、請願書、陳情書等が提出された場合の取扱方法についても協議いたしました。

以上が定例会及び全員協議会の内容であり、詳細につきましては、医療保険課に資料が保管されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第2号から日程第40 議案第38号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第40、議案第38号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成20年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

本3月定例会においては、今回提案の平成20年度の予算案を中心に諸議案の審議をお願いするに当たり、市政が当面する諸課題について私の考えの一端を申し述べたいと思います。

今、私たちの日常生活は、経済のグローバル化の波をもろに受けながら過ごしていると言っても過言ではありません。その端的な例が中国産の食材の問題でありますし、原油の高騰であ

ります。一方では、アメリカのサブプライムローン問題の波及も、日本の銀行はもとより日々の株価や金利の変動にあらわれており、それらがすべて景気の動向を左右する、当市の税収にも少なからず影響を与えております。しかも、その影響が私たちの生活に直結しているのが実情であることを痛感しているものでありまして、所得の伸びが期待できないにもかかわらず、石油製品を初め食料品など諸物価の上昇が懸念され、一方では安全な食料の確保、環境の保全など、身近な問題が実は世界的な問題であることに気づかされるこのごろであります。

一方で、国の動向を簡単に見てみますと、平成20年度予算編成に当たりまして、この1月22日付で総務省自治財政局財政課長名で内かんが示されております。その内かんに沿いまして各自治体は予算編成に当たっておるところであります。御承知のように、昨今の経済情勢をかんがみると、地域格差が顕在化しているのが現状であります。この地域格差を是正する観点も踏まえまして、国の施策として自主的・主体的地域活性化施策に必要な歳出の特別枠、地方再生対策費の創設が盛り込まれております。当市においても何がしかの配分金が交付税措置されてくることとなっております。しかし、そうした対応とは別に、地方財政及び地方の自立と再生が求められており、加えて地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を踏まえ、より一層積極的に地方改革に取り組むよう示されております。

このほか、現在国では通常国会が開かれておりますが、衆議院国土交通委員会及び予算委員会で道路特定財源の揮発油税について議論されております。これらの動向いかんによりましては、地方財政にも極めて大きな影響を与えることとなりますが、国会の動向にも注意していく必要があるものと考えております。

さて、こうした不確定な要素は多分にあるものの、今回の定例会は、平成20年度の主な事業を進めるための諸議案を審議していただく重要な議会であります。振り返れば、平成15年5月に合併し、旧2町の合併協議での課題など、新市として進めなければならない事業をこの5年間は着実に進めてまいりました。一部は平成20年度に繰り越ししたものの、平成19年度でおおむね一段落したものと考えております。

その主な事業を申し上げますと、別府保育所の改修事業でございます。定員240名の園舎を建設し、平成20年1月より開園をいたしました。

次に、旧2町体制で運用していたセンターを統合し、新しく学校給食衛生管理基準に則したドライシステム導入の瑞穂市給食センターを平成19年9月に稼働しました。

常備消防体制については、瑞穂市全域の消防体制を再構築し、ことし4月から岐阜市に事務委託をいたします。なお、瑞穂消防署の最終完工は5月下旬予定と考えております。また、瑞穂消防署巢南分署の改修も3月末完成で順調に進んでおります。

それから、三位一体改革の補助金改革で創設された国土交通省のまちづくり交付金を活用した都市再生整備事業については、エリアを拡大し、JR穂積駅周辺地区、並びに瑞穂中央地区

で一部繰越事業といたしましたが、道路・河川等の整備を進めております。

また、岐阜県公共広域河川改修事業は、木曾川水系犀川に基づき整備が進められております下犀川橋かけかえ事業の橋梁上部工・取り付け道路工につきましては、岐阜県に委託しまして計画どおり順調に進捗をしております。

このほか宅地開発に伴う児童の増加に対応し、南小学校の増築工事を今月末の完成で順調に工事は進んでおります。

次に、懸案の（仮称）本田コミュニティセンターにつきましては、建築基準法の改正で工事中着工が予定より大幅におくれましたものの、去る2月22日に電子入札による事後審査型条件つき一般競争入札を執行させていただきました。したがって、本会議中にも契約に関して議案として追加上程できますよう現在事務を進めているところでありまして、この議会で御審議を賜り、間もなく工事に着工できるものと考えております。

なお、平成19年度から平成20年度に繰り越すこととなりました主な事業としましては、本田コミュニティセンター事業、別府保育所子育て拠点施設の整備事業、別府地下道スロープ整備事業、都市再生整備事業のJR穂積駅周辺地区の整備、同じく都市再生整備事業の瑞穂中央地区の整備、常備消防施設整備事業の以上6事業でございます。

続きまして、平成20年度の予算編成につきましては、私が示させていただきましたマニフェストを基本に置きながら、新市の総合計画策定時において市民の皆さんからお寄せいただいた意見をもとに、いかに実現させるかを課題として、「人と自然に優しい、市民参加の協働のまちづくり、だれもが住みたいまちづくり」を目指し、瑞穂市第1次総合計画に沿って生活の基盤整備と、その計画実現に力を入れてまいります。

既に新聞でも大きく報道されております東海環状自動車道路の西回りルートの工事が、いよいよ平成20年度より始まります。このことは、当市はもちろん、岐阜県の西・南濃地区が待望していました事業でありまして、地域活性の千載一遇のチャンスと思われれます。この機を逃さず、この動脈建設を核にした市内の道路整備、水路整備、公園整備、そして上下水道事業などの生活基盤の整備を計画的に進め、いわゆる都市基盤のインフラ整備、社会資本整備を進めることにより都市機能を高め、魅力ある市街地を形成し、ひいては企業立地も視野に入れた将来ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

一方では、健やかな子供たちの成長を願い、保育所の整備や放課後児童クラブの整備、また障害者に温かな手を差し伸べる事業、後期高齢者の医療を構築する事業、それからこれは新規事業になりますが、国が推進をいたします特定健診、いわゆるメタボリック症候群対策に係る事業の実施、また子供たちの目線に立った小・中学校教育の充実を図るとともに、さらには教育施設や体育施設の今後の整備計画を立案すべく、計画策定を進めます。

私の掲げましたマニフェストの主な施策は、市民の皆さんの御意見を聞き、市民、議会、行

政が一体となって事業を進めるところを基本といたしております。つまり、市民参加の協働のまちづくりを行うものであります。したがって、市民の皆さん、議会の皆さんと議論を交わしながら「みんなが住みたい夢のあるまちづくり」を進めてまいりたいと思っておりますので、皆さんの御理解と御協力のほど、お願い申し上げます。

さて、本議会に提出し、御審議をお願いいたします議案は、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件を初めといたしまして、条例の制定に関するもの2件、条例の改正に関するもの16件、平成19年度補正予算に関するもの8件、平成20年度予算に関するもの9件、道路認定1件の計37議案であります。

それでは、順次その提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦については、瑞穂市を区域とする人権擁護委員の定数はこれまで5名でありましたが、岐阜地方法務局長から、定数を1名増員し6名とする通知が平成20年1月8日にありました。そこで、西村由紀子氏を新たに人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第3号でございます。瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定につきましては、近年、企業でも行政機関でもコンプライアンス（法令遵守）が重要命題とされている状況にかんがみまして、違法な行為が市組織内部で潜在化、放置化されることを防ぐため、また違法な行為を通報した者を保護するための公益通報者制度、さらに職員への不当な要求や圧力に対して組織的に対処する不当要求行為等への対処の制度を設け、市組織において法令遵守を確立するため、本条例制定につき議会の議決を求めるものであります。

議案第4号でございます。瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定については、健康保険法等の一部を改正する法律に規定する老人保健法の一部を改正する法律が平成20年4月から施行されることに伴い、後期高齢者医療保険事業のうち瑞穂市が行う事務等について条例を制定するものであります。

議案第5号でございます。瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律に規定する老人保健法の一部を改正する法律が平成20年4月から施行されることに伴い、基金の目的を後期高齢者医療拠出金及び支援金に変更するため、瑞穂市基金条例を改正するものであります。

議案第6号でございます。瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律に規定する老人保健法の一部を改正する法律が平成20年4月から施行されることに伴いまして、瑞穂市が行う後期高齢者医療保険事業の収入及び支出について特別会計を設けなければならないため、瑞穂市特別会計条例を改正するものであります。

議案第7号でございます。瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、戸籍法の一

部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、戸籍謄本等並びに住民票の写し等の交付請求に係る変更、また納税証明書、土地・家屋証明書及び租税公課証明書の交付手数料については、1枚を単位としていたものを1通の単位に改正を行うものであります。

議案第8号でございます。瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例については、瑞穂市交通安全対策会議で特別の事項を審議させるため特別委員を置くことができるとしているが、その特別委員に任命できる陸上交通に関する事業者の名称が変更になったことから、本条例においても新名称に変更し、市の交通安全対策会議における事務の遂行に万全を期することを旨とするため、条例の改正を行い議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号でございます。瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例第7条に規定する法令遵守委員会委員と、瑞穂市地域農政推進協議会規程第1条に規定する地域農政推進協議会委員の報酬額を定めるため市条例の改正を行うものでございます。

議案第10号であります。瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、組織変更による所管がえのため、市条例の改正を行うものであります。

議案第11号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これら3件の議案につきましては、主として地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が改正、施行されたことにより、市条例の運用上当該法律との整合を図るため、市条例の整備を行うものであります。

議案第14号でございます。瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、職員が特殊勤務に従事したときに支給される手当であります。これについて見直しを行いまして、市条例を改正するものであります。

議案第15号でございます。瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律に規定する老人保健法の一部を改正する法律が平成20年4月から施行されることに伴い、一部負担金における年齢の引き上げ、また新たに特定健康診査及び保健指導の実施、葬祭費の引き上げを実施したいので、瑞穂市国民健康保険条例を改正するものであります。

議案第16号でございます。瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律に規定する老人保健法の一部を改正する法律が平成20年4月から施行されることに伴いまして、また保険税の賦課について見直しを行いまして、所得割税率を6%から4.45%に、資産割税率を35%から25%に、均等割額、平等割額もそれぞれ引き

下げを実施し、新たに後期高齢者医療支援金を追加するものであります。このほか、保険税の減免、特別徴収の実施及び納期の改定等を行うため、瑞穂市国民健康保険税条例を改正するものであります。

議案第17号でございます。瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、重度心身障害者老人特別支給事業の助成対象者を瑞穂市福祉医療費の重度心身障害者を含めて助成対象とするため、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例を改正するものであります。

議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例につきましては、下水道事業の管理・運営に関し、さらなる発展を図るために、瑞穂市上下水道事業運営審議会の答申を尊重して、逦増累進制での使用料に改定するもの、また国の準則などによる文言の改正を、関連のある各条例の一部改正を一括改正で行うものであります。関する条例は、瑞穂市下水道条例、瑞穂市農業集落排水処理施設条例、瑞穂市農業集落排水事業分担金条例、瑞穂市コミュニティ・プラント条例、瑞穂市コミュニティ・プラント受益者分担金条例の五つであります。

議案第19号でございます。瑞穂市給水条例の一部を改正する条例については、所得税法等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、水道料金の表示について消費税額を含む価格の表示、総額表示に条例の改正を行うため議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例については、消防体制の見直しにより、瑞穂消防署が市の全域を第一に管轄することになることから、市の防災会議の委員に瑞穂消防署長を充て、平常時及び有事における市との連携を強化し、その活動を万全に期することを旨とするために、条例の改正を行うための議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号でございます。平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ6億8,960万7,000円を減額し、総額159億7,023万2,000円とするものであります。

減額の主な内容は、1年間予算執行してまいりまして工事費や委託業務費の契約額の確定、そして扶助費の見込み額の確定に伴いまして減額等を行うものであります。

歳出の補正した主な内容について簡単に説明申し上げますと、社会福祉費では、障害者福祉費の扶助費1,400万1,000円の減、福祉医療費の扶助費9,179万8,000円などの減、児童手当費2,545万円の減、生活保護費4,630万円の減など、すべて扶助費の支出見込み額が確定したことに伴う減額であります。福祉医療費の大幅な減額については、中学生まで医療費を無料化する助成事業において、4月までの遡及適用を実施しなかったことによるものであります。

次に土木費の主な補正額は、道路改良費3,868万5,000円の減、河川改良費5,250万円の減、都市再生整備費3,513万9,000円の減額です。これらの減額は、工事費が確定したものや工事内容を一部変更したもの、用地の未買収等の関係での減額であります。

小学校費では、南小学校の増改築等の確定に伴います3,700万円を減額しております。これ

も工事費の契約差金等でございます。

歳入につきましては、さきの扶助費の減額に伴う国・県の負担金及び補助金を減額するとともに、事業の確定に伴い市債の借入れを1億6,400万円減額すると同時に、基金の繰入金を5億3,953万8,000円減額して対応をいたしております。

なお、今後、毎年度の公債費が10億円を超えてまいりますので、効率的な財政運用を行う趣旨から、減債基金に1億5,324万円の積み立てを計上いたしております。

また、まちづくり交付金事業であります都市再生整備事業については、用地買収等の進捗状況にかんがみ、6,000万円を繰越明許費に計上させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第22号でございます。平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算額を歳入歳出それぞれ1,009万5,000円を増額し、予算の総額を41億9,516万1,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入において療養給付費交付金7,000万円の増額、県支出金2,923万2,000円の増額、共同事業交付金5,662万円の減額、繰入金1,713万6,000円の減額、国庫支出金1,694万1,000円の減額であります。

歳出においては、保険給付費4,555万円の増額、基金積立金1,167万7,000円の増額、共同事業拠出金4,708万2,000円の減額等でございます。

議案第23号でございます。平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の予算額を歳入歳出それぞれ4,284万6,000円減額し、予算の総額を25億2,509万8,000円とするものであります。

医療給付費の減少傾向に合わせ、支払基金、国・県・市への負担分を各応分の割合に減額補正するものであります。

議案第24号でございます。平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算額から歳入歳出それぞれ879万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,727万4,000円とするものであります。

補正の主な理由は、給食予定計画人員の減少、給食センター建築に伴う夏期保育所の給食予定計画日数の減少及び収納率の低下による給食費歳入の減額が主なもので、歳出の賄い材料代を同じく減額補正するものでございます。

議案第25号でございます。平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,827万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,442万8,000円とするものであります。

今回の補正は、開発行為、私道管路整備工事が行われなかったことでの工事費、水道管移設補償費の減額、歳入では、下水道使用料、平成18年度起債分に対しての県基盤整備推進交付金

及び消費税還付金の確定により増額となったため、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

議案第26号でございます。平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ310万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,351万3,000円とするものであります。

今回の補正は、施設修繕費の減額により、一般会計の繰入金の減額を行うものであります。

議案第27号でございます。平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,568万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,635万4,000円とするものであります。

今回の補正は、施設修繕費、私道管路工事費の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

議案第28号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、業務予定量において給水戸数を180戸、年間総給水量7万7,000立方メートル、日平均給水量211立方メートルを増量するものであります。

収益的収入及び支出において収入を1,046万2,000円増額、支出を294万6,000円増額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入が26万2,000円の増額、支出につきましては、1億3,242万8,000円を減額補正するものであります。

なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第29号でございます。平成20年度瑞穂市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137億8,000万円とするものでございますが、平成19年度と比較いたしますと、額では13億2,000万円の減額、率ではマイナス8.7%となっております。

新年度予算の特徴は、新市発足に伴う関連の主要事業がおおむね終了し、市民の皆さんの意見をお聞きしながら、市民、議会、行政が一体となって「だれもが住みたいまちづくり」を目指し、第1次総合計画の基本構想に沿ってきめ細かい視点でもって諸事業を進めていくことを主題にした予算編成を行っております。

その主な事業を簡単に説明を申し上げますと、総合治水対策事業として引き続き下犀川橋梁工事に1億3,400万円、まちづくり交付金事業でありますJR穂積駅周辺地区の歩道整備等に1億3,525万8,000円、五六川歩道橋整備など瑞穂中央区整備に2億1,577万4,000円、私たちの生活道路であります市道の維持補修工事費として2億1,519万9,000円を計上しました。

また、当市では合併以来人口増加を続け、子供も増加傾向にある活気に満ちた市であります

が、こうした対応に牛牧第2保育所など保育所整備に2億583万7,000円、小・中学校における生活支援員を増員するほか、教育環境の整備の扇風機の設置に2,000万円、教師用のパソコン整備に512万円、穂積中学校の改築設計委託費として5,000万円などを計上いたしております。

次に、私はこの20年度を計画元年と位置づけまして、私自身気を引き締めて行政に臨む覚悟であります。つまり、今後の瑞穂市のあり方を視野に入れながら、道路、公園、下水道整備など将来を見据えた都市基盤整備を行うべく、実行のための計画を見直し、整備に着手していきたいと考えております。要するに、市が策定している総合計画をベースに、それらを実現させるため、どのように進めるのが効率的で行政効果が高いのか、いま一度実施可能な計画を組み立て、諸事業を実行してまいりたいと考えておりました、それらの計画を立案する経費を計上いたしております。

一方、歳入面についてであります。所得税から住民税への税源移譲により、昨年度に引き続き個人住民税の増加を見込んでおります。また、法人住民税につきましては、経済情勢等の不安定要素も危惧されますが、当市においては製造業などに堅調な伸びが続くと予想され、税収増を見込み、市税総額で66億5,985万6,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、交付税に算入される市町村合併特例債の元金償還額の増加を見込みまして、総額で15億5,000万円を計上しました。懸案の地方譲与税につきましては、現在、国会で議論されている道路特定財源の暫定税率が堅持された場合を想定し2億3,000万円を見込んでおります。

市債は、新市主要事業が一段落したこともあり合併特例債が4億1,900万円、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債は4億8,500万円を見込んで計上しております。昨年度と比較をしまして額にして19億8,000万円の減、率ではマイナス68.7%の大幅な減となっております。

以上、説明をさせていただきましたが、冒頭にも申し上げましたように、合併に伴う大規模事業がおおよそ収束を見ることから、視点をソフト面に移しながら、より住みやすいまちづくりに予算配分を行った予算編成とさせていただきましたので、よろしく御審議賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、議案第30号でございます。平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,954万7,000円と定めるものであります。

平成19年度当初予算比では、プラス2.47%、9,869万4,000円の増額となっております。前年度と比較をいたしまして大きく変動いたしましたのは、まず予算構成ですが、医療制度改革に伴う後期高齢者医療の関連により、歳入においては前期高齢者交付金、国民健康保険税の科目において後期高齢者支援金を新設をしております。また、歳出においては、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等の科目が新設されております。

これは、従来の老人保健から後期高齢者医療への変更により、老人保健拠出金が後期高齢者支援金等になり、国保加入者が後期高齢者を支えるものでございます。また、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える国保の財政負担軽減のため、前期高齢者交付金が入ってまいります。

歳入の主なものは、国民健康保険税11億8,476万円、前年より17.18%の減、国庫支出金9億4,041万7,000円で対前年比5.9%の増、前期高齢者交付金、新設が6億3,756万円となっております。

歳出においては、全予算の59.92%を占める保険給付費が24億5,648万5,000円、共同事業拠出金5億8,297万3,000円、後期高齢者支援金4億9,607万5,000円が主要な歳出であります。特に保健事業費におきまして、特定健康診査、特定保健指導を開始することから、4,031万8,000円を計上いたしております。

議案第31号でございます。平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,670万4,000円と定めるものであります。

平成20年度より開始する後期高齢者医療における市の事務である保険料を徴収し、市から繰り入れる保険料軽減分と合わせて、後期高齢者医療広域連合へ後期高齢者医療広域連合納付金として3億881万2,000円を支払うことが主な目的となっている予算となっております。

その他といたしまして、徴収事務費としての総務費が657万4,000円、保健事業でのすこやか健診に係る経費131万7,000円を計上しております。

議案第32号でございます。平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,225万2,000円と定めるものであります。

平成20年度より、従来の老人保健は後期高齢者医療へと移行するため、この予算は平成20年3月診療分を支払うことが主要な内容であります。この医療給付費2億7,990万8,000円の支払いに対し、支払基金・国・県・市の持ち分で財源を確保している予算となっております。

なお、医療費が確定し、基金交付金・国・県支出金の精算が終了する22年度まで老人保健事業特別会計は存続いたしますので、御理解をいただきたいと思っております。

議案第33号でございます。平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,946万8,000円と定めるものであります。

なお、20年度の給食対象人員は児童・生徒合わせまして5,976人、その他570人、合計6,546人、給食日数は小・中学校で201日と見込んで予算編成をしたものであります。

議案第34号でございます。平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ予算総額を1億9,576万4,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、施設管理、業務委託費2,794万5,000円、管路整備事業等工事請負費1,829万9,000円及び公債費元利合計1億1,430万1,000円などであります。なお、一般会計から

の繰入金は1億2,753万7,000円であります。

議案第35号でございます。平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ予算総額を2,543万7,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、施設修繕費323万3,000円、業務委託費710万1,000円及び公債費元利合計1,091万2,000円などであり、なお、一般会計からの繰入金は1,680万7,000円であります。

議案第36号でございます。平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ予算総額を2億5,389万8,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、施設管理費、業務委託費1,926万7,000円、廃棄物施設整備事業委託費1,000万円及び公債費元利合計1億7,321万3,000円などであり、なお、一般会計からの繰入金は2億1,396万2,000円であります。

議案第37号でございます。平成20年度瑞穂市水道事業会計予算につきまして、業務の予定量を給水戸数1万4,320戸、年間総給水量441万1,000立米として策定をいたしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を4億5,233万5,000円、支出予定額を4億2,540万円、資本的収入・支出においては、資本的収入を1億710万6,000円、支出予定額2億4,284万3,000円と定めるものであります。

なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第38号でございます。市道路線の認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項の規定によって市道に認定いただくのは4路線であります。

新規認定する4路線の内訳は、宅地開発に伴う管理引き継ぎによる認定が1路線、宝江地区道路新設工事に伴う認定が2路線、古橋地区道路改良工事に伴う認定が1路線であります。道路法第10条第3項の規定によって市道を廃止しますのは2路線であります。廃止する路線は、別府地区道路改良工事に伴う廃止が1路線、宝江地区道路新設工事に伴う廃止が1路線であります。

以上をもちまして、提案説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、副市長、所管の担当部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

これで提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時11分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち議案第2号を、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第2号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） これより議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

人権擁護委員候補者に西村由紀子君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、西村由紀子君を適任とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

本日はまことに御苦労さまでございました。ありがとうございました。

延会 午前11時13分

